＜資料1＞
第 2 次福岡県犯罪被害者等支援計画策定経過

| 年月日 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 令和 3 年 <br> 6月24日 | ○令和 3 年度第 1 回福岡県犯罪被害者支援協議会 <br> －福岡県犯罪被害者支援拹議会専門委員会議の設置について 等 |
| 6月25日 | ○令和 3 年度第 1 回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 <br> - 委員長及び委員長職務代理者について <br> - 福岡県犯罪被害者支援拹誐会専門委員会議の役割等について <br> - 福岡県犯罪被害者等支援計画（現行計画）に基づく取組について <br> - 第2次福岡県犯罪被害者等支援計画の策定について |
| 8月12日 | ○令和 3 年度第 2 回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 <br> －現状•課題及び施策の方向性（案）について |
| 9月15日 | ○令和3年度第3回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 －犯罪被害者等支援に関する県民アンケート調査結果について －第2次福岡県犯罪被害者等支援計画に向けての提言（中間案） |
| 11月15日 | ○令和3年度第4回福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議 <br> －第 2 次福岡県犯罪被害者等支援計画に向けての提言（案）について |
| 12月15日 | ○福岡県犯罪被害者支援劦議会会長への報告（専門委員会議委員長） <br> －第 2 次福岡県犯罪被害者等支援計画に向けての提言（案）について |
| 12月16日 | ○令和 3 年度第 3 回福岡県犯罪被害者支援協議会 <br> －第2次福岡県犯罪被害者等支援計画に向けての提言について |

＜資料2＞
福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議委員名簿
（50音順•敬称略）

| 分野等 | 委員氏名 | 委員役職等 |
| :---: | :---: | :---: |
| 事業者＊ | 第1回～第3回 <br> 荒巻 優二 | 前福岡商工会議所参与 <br> 前福岡県安全•安心まちづくり県民の集い実行委員会委員前福岡県飲酒運転撲滅連絡会議委員 |
|  | 第4回 <br> 荻野 典彦 | 福岡商工会議所参与 <br> 福岡県安全•安心まちづくり県民の集い実行委員会委員福岡県飲酒運転撲滅連絡会議委員 |
| 民間支援団体 | 浦 尚子 | 福岡犯罪被害者支援センター理事長臨床心理士 |
| 精神科医 | 大江 美佐里 | 久留米大学保健管理センター・同医学部神経精神医学講座准教授 |
| 学識経験者 | 岡本 博志 （委員長） | 北九州市立大学名誉教授福岡県行政不服審査会委員 |
| 弁護士 | 林 誠 | 福岡県弁護士会犯罪被害者支援に関する委員会委員長 |
| 犯罪被害者等 | 山本 美也子 | N P O 法人はあとスペース理事長交通事故の被害者遺族 |

＊荒巻委員の退任により第4回専門委員会議から荻野委員が就任
＜資料3＞
福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号）
第1章 総則
（目的）
第1条 この条例は，犯罪被害者等の支援に関し，基本理念を定め，並びに県，市町村，県民，事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに，県が実施する施策の基本となる事項を定める こと等により，犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し，もって犯罪被害者等の権利利益 の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与することを目的と する。
（定義）
第2条 この条例において，次の各号に揭げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
（1）犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
（2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
（3）事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
（4）二次的被害 犯罪被害者等が，犯罪等による直接的な被害を受けた後に，犯罪被害者等に接す る行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見，無理解等による心ない言葉や行動，インターネットを通じて行われる誹謗中傷，報道機関による過剰な取村等により受ける精神的な苦痛，身体の不調，名誉の毀損，私生活の平穏の侵害，経済的な損失等の被害をいう。
（5）民間支援団体 県民，犯罪被害者等又は犯罪被害者等の支援に関する経験若しくは識見を有す る者等によって構成され，本県において犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する民間の団体をいう。
（基本理念）
第3条 犯罪被害者等の支援は，全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ，その尊厳に ふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。
2 犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。
3 犯罪被害者等の支援は，早期に犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り，犯罪被害者等 が再び平穏な生活を営めるよう，被害発生時から犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細か な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。
4 犯罪被害者等の支援は，国，県，市町村，民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するも のが相互に連携を図り，協力することにより円滑に実施するとともに，犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。
（県の責務）
第4条 県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり，国，市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて，犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し，及び計画的に実施する責務を有する。
（県民の責務）
第5条 県民は，基本理念にのつとり，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め，二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して行動するととも に，県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。
（事業者の責務）
第6条 事業者は，基本理念にのつとり，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対す

る支援の必要性について理解を深め，事業活動を行うに当たっては，二次的被害を生じさせないよ う十分に配慮するとともに，県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければなら ない。
2 事業者は，雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り，又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう，当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよ う努めなければならない。 （市町村の責務等）
第7条 市町村は，基本理念にのっとり，地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し，及び実施するとともに，県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。
2 県は，市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し，及び実施する上で必要となる情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。
（民間支援団体の役割等）
第8条 民間支援団体は，基本理念にのつとり，犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識又は経験 を生かし，犯罪被害者等を支援するとともに，県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。 （総合的支援体制の整備）
第9条 県は，国の関係機関，市町村，民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関わるものと緊密に連携し，相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。
2 前項の体制を整備するに当たっては，犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求めた場合 においても同様に，必要とする支援が受けられるものとするよう努めるものとする。
3 県は，犯罪被害者等の支援のために必要な範囲において，他の都道府県と情報の共有その他の連携に努めるものとする。
（犯罪被害者等の支援に関する計画）
第10条 知事は，第4条の規定に基づき犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため，犯罪被害者等の支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。
2 支援計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。
（1）犯罪被害者等の支援に関する基本方針
（2）犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
（3）前 2 号に掲げるもののほか，犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項
3 知事は，支援計画を定めるに当たっては，あらかじめ，県民，市町村及び前条第 1 項の規定により連携協力する民間支援団体の意見を聴くとともに，次に掲げる事項について，議会の議決を経るも のとする。
（1）前項第1号の基本方針
（2）前項第 2 号の具体的施策のうち，基本的なものに関すること。
4 知事は，支援計画を定めたときは，遅滞なく，これを公表するものとする。
5 前2項の規定は，支援計画の変更について準用する。 （実施状況の公表）
第1 1 条 知事は，毎年度，県が実施した犯罪被害者等支援施策の状況を公表するものとする。 （財政上の措置）
第12条 県は，この条例の目的を達成するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとす る。

第2章 基本的施策
（相談及び情報の提供等）
第13条 県は，犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにする ため，犯罪等による被害の発生時から，市町村とも連携し，犯罪被害者等が直面している各般の問題

について相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
2 県は，前項の相談並びに情報の提供及び助言のため必要があると認めるときは，支援計画に定め るところにより，法律，保健医療等に関するそれぞれの専門家又は犯罪被害者等の支援に精通して いる者を紹介し，又は派遣する等の施策を講ずるものとする。
（損害賠償の請求についての援助）
第14条 県は，犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため，支援計画に定めるところにより，殺人及び支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等に係る犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に関し，犯罪被害者等の状況を踏まえ，必要かつ適切な援助に関 する施策を講ずるよう努めるものとする。
（経済的負担の軽減）
第15条 県は，犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため，支援計画で定 めるところにより，経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行い，その他必要な施策を講ずる ものとする。
（心身に受けた影響からの回復）
第16条 県は，犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復で きるようにするため，支援計画に定めるところにより，犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。
2 前項の場合において，犯罪被害者等が学校に通学し，又は施設等に入所しているときは，当該学校又は施設等の管理者は，当該犯罪被害者等に対し発達段階に応じた特別の配慮を行うよう努めるも のとする。
3 県は，前項の学校又は施設等の管理者に対し，児童心理等に関する専門家の助言が受けられるよ う必要な施策を講ずるものとする。
（安全の確保）
第17条 県は，犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し，その安全を確保す るため，一時保護，施設への入所による保護，防犯に係る指導，犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続，少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条の審判の手続等に証人等として関与する場合にお ける特別の配慮，犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずる ものとする。
（居住の安定等）
第18条 県は，犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定 を図るため，支援計画に定めるところにより，県営住宅（福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第 69 号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮，一時的な利用の ための住居の提供（特別の事情があるときは広域的な提供を含む。）その他の必要な施策を講ずるも のとする。
（雇用の安定等）
第19条 県は，犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに職場における二次的被害を防止するため，支援計画に定めるところにより，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深める広報，啓発等を行い，その他必要な施策を講ずるものとする。
2 県は，犯罪被害者等を雇用する事業者が求めるときは，第13条の規定に準じて，事業者の相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
（日常生活の支援）
第20条 県は，犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため，支援計画に定めるところにより，病院等への付添い，家事，育児，介護等に係る援助その他の必要な施策を講ず るものとする。
（県民の理解の増進）
第21条 県は，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について県民の理解を深め，犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに，二次的被害を防

止するため，支援計画に定めるところにより，広報，啓発，教育の充実その他の必要な施策を講ず るものとする。
（人材の育成）
第22条 県は，相談，助言，日常生活の支援その他の犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため，支援計画に定めるところにより，県，市町村，民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する ものの職員等に対する研修の実施その他の必要な施策を講じ，犯罪被害者等の支援を担う人材の育成に努めるものとする。
2 前項の人材の育成は，この条例の目的，基本理念及び二次的被害の防止その他のこの条例に定め る犯罪被害者等支援施策の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。 （民間支援団体に対する支援）
第23条 県は，民間支援団体の活動の促進を図るため，犯罪被害者等の支援に関する情報の提供若 しくは助言又は支援に従事する者が支援活動に伴い心身に被害を受けることを防止するための措置 その他の必要な施策を講ずるものとする。
（保護，捜査，公判等の過程における配慮等）
第24条 県は，犯罪被害者等の保護，その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程に おいて，名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ，犯罪被害者等の負担が軽減されるよう，専門的知識又は技能を有する職員を配置し，又は関係機関に協力を求める等必要な施策を講ずるものとする。
（個人情報等の適切な管理）
第25条 知事その他の県の執行機関は，犯罪被害者等及び関係者の個人情報その他適切な管理を要 する情報の取扱いの方法等を定め，その職員に遵守させるとともに，市町村，民間支援団体等との連携協力のためこれらの情報を提供するときは，その職員，構成員等に当該情報を県の職員に準じて適切に取り扱わせるよう求めるものとする。

附 則
（施行期日）
1 この条例中第1章の規定は公布の日から，第2章の規定は平成31年4月1日から施行する。 （この条例の見直し）
2 この条例は，その運用状況及びこの条例に基づく犯罪被害者等支援施策の実施状況等を勘案し， この条例の施行後 5 年以内に必要な見直しを行うものとする。
＜資料4＞
福岡県における性暴力を根絶し，性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）
（目的）
第1条 この条例は，性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し，性被害から県民等を守るとともに，性暴力の被害者を支援するため，性暴力の根絶及び被害者の支援に関し，基本理念及び基本方針を定め，並びに県，県民，事業者及び市町村の責務を明らかにし，法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号。以下「支援条例」という。）に定めるもののほか，性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより，県民が安心して安全に暮らせる地域社会 を形成することを目的とする。
（定義）
第2条 この条例において「性犯罪」とは，次に揭げる罪をいう。
（1）刑法（明治40年法律第45号）第176条から第181条まで，第225条（わいせつの目的 に係る部分に限る。この号において同じ。），第228条（同法第2 25 条に係る部分に限る。），第 241 条第1項及び第3項並びに第243条（同法第241条第3項に係る部分に限る。）の罪
（2）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 60 条第 1 項の罪
（3）児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 1 1 年法律第 52 号。第 17 条第 1 項及び第 18 条第 3 項において「児童買春等処罰法」という。）第4条及び第7条の罪
（4）盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）第4条（刑法第241条第1項の罪に係る部分に限る。）の罪
（5）私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号）第3条第1項から第3項までの罪
（6）前各号に掲げるもののほか，自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪
2 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
（1）配偶者等性暴力 その性別にかかわらず，配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者 に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身 に有害な影響を及ぼす言動をいう。
（2）ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。
（3）セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい，性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし，又は相手の意思に反する性的な言動によって，当該相手の就業環境，修学環境その他の社会生活上他人と共有する環境を害することをいう。
（4）性暴力 性犯罪，配偶者等性暴力，ストーカー行為，セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で，当該特定の者にとって，その同意がない，対等ではない，又は強要されたものを行うことにより，その者の性的な問題を自ら決定する権利（以下「自己決定権」という。）又はその者の性的な問題に関する身体，自由，精神，名誉等の人格的な利益（以下「性的人格権」という。）を侵害する行為をいう。
（5）性被害 性暴力の相手が当該性暴力によって受け，又は引き起こされた身体的又は精神的被害 をいう。
（6）二次的被害 支援条例第 2 条第 1 項第4号に規定する二次的被害をいう。
（7）二次的加害行為 二次的被害を生じさせる行為をいう。
（8）県民等 県民，県内の事業所で就労する者及び県内に滞在する者をいう。
（9）事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
（10）子ども 18 歳に満たない者をいう。
（基本理念）
第3条 この条例に基づく取組は，次の各号に掲げる事項を基本理念として，県民全ての力で性暴力 を根絶し，被害者も加害者も出さない社会，性暴力を許さず，被害者に寄り添う心を共有する社会を つくるために進めるものとする。
（1）性暴力は，人の性に関する自己決定権や性的人格権を侵害し，その心身を傷つける極めて悪質 な行為であることから，これを根絶し，性別を問わずあらゆる人が，尊厳をもって生きることがで きるようにしなければならないこと。
（2）子どもに対する性暴力は，子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど，その幸福 な生活を困難にする極めて重大かつ深刻な性的人格権の侵害であるとともに，子ども自身では回避できない場合も多いことから，親族，関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して，子どもを性暴力から守らなければならないこと。
（3）性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし，その実情の正しい理解 を深め，かつ広めることにより，被害者に対する二次的加害行為も，また，根絶しなければならな いこと。
（4）性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに，この目的に反して性被害が発生し たときは，当該被害者を支援し，性被害の軽減及び回復を図ることにより，二次的加害行為その他 の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とするべきこと。
（基本方針等）
第4条 県，市町村その他の関係機関又は関係団体は，次の基本方針にのっとり，性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。
（1）この条例に基づく取組は，性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し，適切な役割分担 の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。
（2）性暴力を未然に防止するためには，加害がなければ被害もないことを踏まえ，性暴力の加害者 を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組むこと。
（3）性暴力の被害者の支援は，当該被害者の視点に立ち，その自己決定を最大限に尊重して行うも のとし，被害者に対する二次的加害行為は，被害者の苦痛をさらに増大させ，継続させるものであ り，決して許されないことの教育と啓発にも，重点的に取り組むこと。
2 前項の取組を進めるに当たっては，次に掲げる事項に配慮するものとする。
（1）性暴力は，反復され，更なる被害に発展することも少なくないことから，被害者が早期に救済 を求めることができるような措置を講じるとともに，被害者の意思を尊重しつつ，関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。
（2）性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し，かつ，対等な立場でない場合には，当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから，周囲の関係者とも連携して，当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。
（3）性被害は，顕在化しにくい傾向があることから，これを抑止する取組が遅れ，又は困難となる場合があるため，性被害又はその兆候を見逃さず，又は傍観せず，被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。
（4）子どもや心身に障がいを有する者に対する性暴力は，その発見が困難なことに鑑み，学校，施設，病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員，従業員等は，子ども等を見守り，その性被害を早期に発見し，阻止する責務を有することを自覚して行動 するとともに，発見したときは，関係機関に通報し，県その他関係機関が連携して，当該子ども等 の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。
（県の責務）
第5条 県は，性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係

団体（必要な範囲において他の都道府県及び他の都道府県内の機関又は団体を含む。）との連携体制 を整備し，性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに，性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じるものとする。
2 県は，市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに，第8条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。
3 県は，性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体で，県内において継続的 に活動するものに対し，適切かつ必要な範囲において，財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。
（県民の責務）
第6条 県民は，第3条の基本理念にのつとり，性暴力及びその被害者に関する理解を深めることに より，性被害及び二次的被害を発生させないよう配慮するとともに，性暴力の根絶に向けて，この条例に基づく県及び市町村の取組に協力するものとする。
（事業者の責務）
第7条 事業者は，その事業所においてセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又 は二次的被害が発生することがないよう，県，市町村等が実施する研修に従業員が参加できるよう配慮する等，この条例に基づく県，市町村等の施策に協力するよう努めるものとする。
2 事業者は，その事業所に関し，第16条第2項の規定により県が定める指針等を踏まえ，性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし，性被害又 は二次的被害を申し出た者があるときは，適切に対応しなければならない。 （市町村の責務）
第8条 市町村は，第3条の基本理念にのっとり，県及び県警察との連携の下，性暴力事案が発生しに くい生活環境の整備等，性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに，性暴力の根絶及び性暴力 の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。
（行動規範）
第9条 県民等は，性暴力となる行為を行ってはならない。
2 県民等は，性暴力の発生場所，状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名，住所，職業，年齢等，性暴力の被害者を特定し得る情報を，その真偽にかかわらず，他人に伝え，又はインターネッ ト，電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為（放送機関，新聞社，通信社 その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による報道及び当該被害者の意思に基づき行 うものを除く。）は，重大な人権侵害に当たるおそれがあることを踏まえ，当該行為を行わないもの とする。
（率先垂範）
第10条 知事，県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は，県民に範を示すべき立場を深く自覚し，第3条の基本理念にのつとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに，性暴力 を根絶し，被害者も加害者も出さない社会，性暴力を許さず，被害者に寄り添う心を共有する社会を つくるとの固い決意をもって，性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。
2 市町村長，市町村議会議員その他地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第3条第2項又は第 3 項の職にある者は，所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し，前項 に規定するところに準じた取組に努めるものとする。
（性暴力根絶等に関する教育活動）
第11条 性暴力を根絶し，被害者も加害者も出さない社会，性暴力を許さず，被害者には寄り添う心 を共有する社会をつくるため，学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は，その児童又は生徒に対し，発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。
2 前項の教育は，性差別等人権に関する教育，体や性の仕組みに関する教育，性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし，それぞれの分野に関

し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。
3 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（学校教育法第1条に規定する幼稚園，大学及び高等専門学校を除く。）は，第1項の教育の状況等を踏まえ，これに準じ た教育を行うよう努めるものとする。この場合において，県は，前項の専門家の派遣その他の支援を行うものとする。
（性暴力根絶等に関する研修等）
第12条 県は，性被害を早期に発見し，性暴力の被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行う とともに，県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため，この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し，前条の教育内容等に関する専門的な研修及び性暴力に適切に対処し，又は傍観者とならない対処方法等に関する研修を実施するものとする。
2 県は，第10条第1項に規定する者に対して前項の研修に準じた研修を実施するとともに，同条第2項に規定する者並びに学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校，同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒に対し，同様の研修を受ける機会を提供するものとする。
（性暴力根絶等に関する広報•啓発等）
第13条 県は，あらゆる機会を活用し，性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報及び啓発活動 を推進することにより，この条例の趣旨の周知に努めるものとする。
（総合窓口の設置及び関係機関との連携）
第14条 県は，支援条例第9条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で，性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（以下「支援センター」という。）を設置し，その周知に努めるも のとする。
2 支援センターでは，第3条の基本理念にのつとり，性暴力の被害者の支援に関する次の業務を行 う。
（1）専門の相談員による相談
（2）被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介
（3）医療機関，警察署等への付添い及び助言
（4）性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採取に係る援助並びに必要と認められる期間 にわたる精神医学的支援の提供
（5）弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供
3 支援センターは，医療機関，県警察その他の司法機関，関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携して，前項の業務を行うものとする。
（性暴力及び性被害に関する相談等）
第15条 性暴力による危険に直面し，又は性被害を受けた者は，当該性暴力への対応又は当該被害 について，支援センターに相談することができる。この場合において，支援センターは，相談者の意思と立場に即して，慎重に，かつ，秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。
2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応するべき警察署その他の専門機関等がある場合にお いて，相談者が求めるときは，当該専門機関等にその旨を伝え相談者を引き継ぐとともに，当該機関等との連携の下に，相談者に対する支援を継続するものとする。
（性被害事案に関する協議•検討）
第16条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援 のあり方及び講ずるべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため，県は，関係機関及び有識者との協議•検討の場を設けるものとする。
2 前項の協議•検討の場では，性暴力の被害者の意思を尊重し，かつ，被害者の個人情報を確実に保護することを基本として，前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに，性暴力に関する県民の理解を促進するため，性暴力となる行為に関する考え方，指針等を検討し，その成果を公表す るものとする。
（住所等の届出義務）
第17条 子どもに対し，第2条第1項第1号から第4号までの罪（第3号については，児童買春等処罰法第 7 条第4項の罪に限る。）を犯した者が，これらの罪に係る刑期の満了の日（刑の一部の執行 が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日）から 5 年を経過する日前 に本県の区域内に住所又は居所を定めたときは，規則で定めるところにより，当該住所又は居所を定めた日から14日以内に，次に揭げる事項を知事に届け出なければならない。
（1）氏名
（2）住所又は居所
（3）性別
（4）生年月日
（5）連絡先
（6）届出に係る罪名
（7）刑期の満了した日
2 前項の規定による届出をした者は，同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は，その日から14日以内に，その旨を知事に届け出なければならない。
3 第1項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所又は居所を定めることとなった場合は，その旨を知事に届け出なければならない。
4 知事は，第1項の規定により取得した情報を対象者の再犯の防止及び社会復帰に向けた情報提供，助言，指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。
（受診の勧奨と社会復帰の支援）
第18条 知事は，前条第1項の規定に該当する者が申し出たときは，性犯罪の再犯を防止するため の専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援するものとする。ただし，当該指導プログ ラム又は治療を受けること又はこれを継続することが特に必要と認める者については，これを勧奨 することができる。
2 前項の指導プログラム又は治療に要する費用は，性暴力から県民を守る観点から，予算の範囲内 において県が支弁するものとする。
3 第1項本文及び前項の規定は，子どもに対し，第2条第1項第1号から第4号までの罪（第3号に ついては，児童買春等処罰法第 7 条第 4 項の罪に限る。）を犯し，保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者，起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。
（加害者等からの相談等）
第19条 性暴力の加害者が，性暴力の再発を防止し，又は社会復帰を望むときは，支援センターとは別に県が設置する窓口に相談し，支援を求めることができる。この場合において，県は，当該性暴力 の被害者に関する情報の秘匿を厳守するとともに，当該窓口を第 14 条の規定に基づき設置する総合窓口とは完全に隔離された場所に設置する等，加害者が被害者に遭遇することがないよう，配慮 しなければならない。
2 知事は，性犯罪を犯した後に本県の区域内に住所又は居所を定めた者が，精神科の専門医その他 の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは，矯正施設，保護観察所等の関係機関と連携し，県に，第17条第1項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよ う求め，定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。
（医療機関の取組）
第20条 医療機関は，支援センターを経由して性暴力の被害者が受診したときは，そのプライバシ一に配慮するとともに，証拠資料の採取への協力，性被害に伴う疾病の予防又は治療その他被害者 が心身に受けた被害の回復の支援その他被害者の状況に応じた対応に努めるものとする。 （被害者支援に関する特則）
第21条 性暴力の被害者に対する支援については，この条例に定めるもののほか，支援条例に規定 する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用する。
2 本県における性暴力の被害者に対する支援に関する施策は，第3条の基本理念にのつとり，性的

指向及び性自認にかかわらず，講ぜられるものとする。
3 知事は，配偶者等性暴力，ストーカー行為その他の性暴力から被害者を隔離するため必要がある と認めるときは，居所の秘密を確実に保持できるよう配慮した上で，県外を含めた民間住宅の借上 げ，第5条第3項の事業を行う民間団体が設置する避難所の紹介等の方法により，必要と認められ る期間，県の支援の下に避難所を提供するものとする。
4 前項の避難所では，被害者が，その所在地の県及び市町村又は第 5 条第 3 項の事業を行う民間団体の支援を受けられるよう，県は，秘密の保持に配慮した上で，当該所在地の県及び市町村又は民間団体と連携するものとする。
5 県は，支援条例第 16 条，第 19 条，第 20 条等の規定に基づき支援条例第 10 条の支援計画に定 めた施策について，性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援の必要性及びその内容について検討 し，必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。 （過料）
第22条 正当な理由がなく第17条第1項又は第2項の届出をせず，又は虚偽の届出をした者は， 5 万円以下の過料に処する。

附 則 抄
（施行期日）
1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第1 1 条から第 22 条までの規定は，規則で定める日から施行する。 （この条例の見直し）
2 この条例は，その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等 を勘案し，前項の規則で定める日から3年を目途に必要な見直しを行うものとする。 （以下略）
＜資料5＞
福岡県犯罪被害者支援協議会会則
（名称）
第1条 この会は，福岡県犯罪被害者支援劦議会（以下「協議会」という。）と称する。 （目的）
第2条 協議会は，犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に おける「犯罪被害者等」をいう。）の置かれている現状を踏まえ，犯罪被客者等の視点に立ち，行政機関及び民間団体等との相互協力と緊密な連携によって，犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的とする。
（活動）
第3条 協議会は，前条の目的を達成するために，次の活動を行う。
（1）犯罪被害者等のニーズに沿った支援速槜活動
（2）犯罪被客者等の実態調査，研究活動
（3）犯罪被害者等支援の広報啓発活動
（4）その他犯罪被害者等支援に関する必要な活動 （会員）
第4条 協議会の会員は，別表左欄のとおりとする。 （役員）
第5条 協議会に，会長1人，副会長2人及び監事2人を置く。
2 会長には，福岡県副知事（人づくり・県民生活部生活安全課担当）をもって充てる。
3 会長は，会務を総理し，協議会を代表する。
4 副会長には，福剛県人づくり・県民生活部長及び福岡県警察本部総務部長をもって充てる。
5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ指定し た順位により，その職務を代行する。
6 監事には，会長が指名する者をもって充てる。
7 監事は，会計を監査する。 （会議）
第6条 協議会の会議は，会長が必要に応じて招集する。
2 協議会の会議は，別表石欄に揭げる委員をもって構成する。
3 会長は，必要があると認めたときは，委員以外の者に対し，会議への出席を求めることができる。 （幹事会）
第7条 協議会を補佐するために幹事会を置く。
2 幹事会は，幹事長及び幹事をもって構成する。
3 幹事長は福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長をもって充て，幹事は別表右欄に揭げる委員 が指定する者とする。
4 幹事会は，幹事長が必要に応じて招集する。
5 幹事長は，必要があると認めるときは，幹事以外の者に対して，幹事会への出席を求めることがで きる。 （專門委員）
第8条 協議会に，専門の事項を調査させるため，必要があるときは，専門委員を置くことができる。 2 専門委員は，関係機関の職員及び学識経験がある者のうちから，会長が委嘱する。
3 専門委員は，当該專門事項の調查が終了したときは，解任されるものとする。 （部会）
第9条 第3条の活動に関する特定の事項を检討させるため，協撞会に部会を置くことができる。
2 部会に関して必要なことは，会長が別に定める。
（事務局）
第10条 協議会の事務局を処理するため，福岡県人づくり・県民生活部生活安全課に事務局を置く。 （補則）
第11条 協議会の構成員は，協議会において知り得た情報の保護に十分留意しなければならない。 （雑則）
第12条 この会則に定めるもののほか，議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は，協議会の議を経て会長が定める。

附 則 抄
この会則は，平成10年10月29日から施行する。
（以下略）

別表（第4条，第6条及び第7条関係）

| 福岡高等検察庁 | 総務部長 |
| :---: | :---: |
| 福岡地方検察庁 | 総務部長 |
| 九州地方更生保護委員会 | 事務局長 |
| 福岡保護観察所 | 所長 |
| 九州運輸局 | 交通政策部次長 |
| 第7管区海上保安本部福岡海上保安部 | 次長 |
| 福岡県弁護士会 | 会長 |
| 福岡県医師会 | 会長 |
| 福岡県臨床心理士会 | 被害者支援理事 |
| 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター | 理事長 |
| 日本司法支援センター福岡地方事務所 | 所長 |
| 公益財団法人福岡県女性財団 福岡県男女共同参画センター あすばる | センター長 |
| 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ | 所長 |
| 公益社団法人福岡県防犯協会連合会 | 専務理事 |
| 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター | 専務理事 |
| 一般財団法人福岡県交通安全協会 | 専務理事 |
| 北九州市 | 市民文化スポーツ局安全•安心推進部長 |
| 福岡市 | 市民局生活安全部長 |
| 警察本部総務部被害者支援•相談課 | 課長 |
| 警察本部生活安全部人身安全対策課 | 課長 |
| 警察本部生活安全部少年課 | 課長 |
| 警察本部刑事部刑事総務課 | 課長 |
| 警察本部刑事部捜査第一課 | 課長 |
| 警察本部交通部交通捜査課 | 課長 |
| 福岡県 | 人づくり・県民生活部生活安全課長 |

＜資料6＞
福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員会議会則
（趣旨）
第1条 福岡県犯罪被害者支援協議会会則第12条の規定に基づき，福岡県犯罪被害者支援協議会専門委員による会議（以下「専門委員会議」という。）の運営については，この会則の定めるところに よる。
（協議事項）
第2条 専門委員会議は，福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号）第10条 の規定に基づく支援計画に盛り込むべき内容について協議し，協議結果を福岡県犯罪被害者支援協議会に報告する。
（構成）
第3条 専門委員会議は，福岡県犯罪被害者支援協議会会則第8条の規定に基づいて委嘱された委員 により構成する。
2 専門委員会議に委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。
3 委員長は，委員を代表し，会務を総理する。
4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，委員長があらかじめ指名する専門委員会議 に属する委員が，その職務を代理する。 （会議）
第4条 専門委員会議は，委員長が招集する。 （雑則）
第5条 この規定に定めるもののほか，議事の手続その他専門委員会会議の運営に関し必要な事項は，専門委員会議の議を経て委員長が定める。

附 則
この会則は，平成30年5月15日から施行する。
＜資料7＞
犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは，国民すべての願いであるとともに，国の重要な責務であり，我が国においては，犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら，近年，様々な犯罪等が跡を絶たず，それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは，こ れまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか，十分な支援を受けられず，社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに，犯罪等による直接的な被害にとどまらず，その後も副次的 な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより，犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは，加害者である。しかしながら，犯罪等を抑止し，安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた，犯罪被害者等の声 に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ，犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ，その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな—歩 を踏み出さなければならない。

ここに，犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し，国，地方公共団体及 びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下，犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的 に推進するため，この法律を制定する。

第1章 総則
（目的）
第1条 この法律は，犯罪被害者等のための施策に関し，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体及 び国民の責務を明らかにするとともに，犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により，犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し，もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。
（定義）
第2条 この法律において「犯罪等」とは，犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をい う。
2 この法律において「犯罪被害者等」とは，犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をい う。
3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは，犯罪被害者等が，その受けた被害を回復 し，又は軽減し，再び平穏な生活を営むことができるよう支援し，及び犯罪被害者等がその被害に係 る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。 （基本理念）
第3条 すべて犯罪被害者等は，個人の尊厳が重んぜられ，その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
2 犯罪被害者等のための施策は，被害の状況及び原因，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
3 犯罪被害者等のための施策は，犯罪被害者等が，被害を受けたときから再び平穏な生活を営むこ とができるようになるまでの間，必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう，講ぜ られるものとする。
（国の責務）
第4条 国は，前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのつとり，犯罪被害者等のた めの施策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第5条 地方公共団体は，基本理念にのつとり，犯罪被害者等の支援等に関し，国との適切な役割分担

を踏まえて，その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。 （国民の責務）
第6条 国民は，犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに，国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。 （連携協力）
第 7 条 国，地方公共団体，日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 1 3 条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関，犯罪被害者等の援助を行う民間 の団体その他の関係する者は，犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう，相互に連携を図りながら協力しなければならない。 （犯罪被害者等基本計画）
第8条 政府は，犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，犯罪被害者等の ための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならな い。
2 犯罪被害者等基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。
（1）総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
（2）前号に掲げるもののほか，犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 内閣総理大臣は，犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は，前項の規定による閣議の決定があったときは，遅滞なく，犯罪被害者等基本計画 を公表しなければならない。
5 前2項の規定は，犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。 （法制上の措置等）
第9条 政府は，この法律の目的を達成するため，必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講 じなければならない。 （年次報告）
第10条 政府は，毎年，国会に，政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しな ければならない。

第2章 基本的施策
（相談及び情報の提供等）
第11条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができる ようにするため，犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行い，犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとす る。
（損害賠償の請求についての援助等）
第12条 国及び地方公共団体は，犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため，犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助，当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるもの とする。
（給付金の支給に係る制度の充実等）
第13条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため，犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。
（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）
第14条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響 から回復できるようにするため，その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サー ビスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。
（安全の確保）
第15条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し， その安全を確保するため，一時保護，施設への入所による保護，防犯に係る指導，犯罪被害者等がそ の被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置，犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。
（居住の安定）
第16条 国及び地方公共団体は，犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため，公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。 （雇用の安定）
第17条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等の雇用の安定を図るため，犯罪被害者等が置かれて いる状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。
（刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）
第18条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与す ることができるようにするため，刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供，刑事に関す る手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。
（保護，捜査，公判等の過程における配慮等）
第19条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等の保護，その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等 の過程において，名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ，犯罪被害者等の負担が軽減されるよう，犯罪被害者等の心身の状況，その置かれている環境等に関する理解 を深めるための訓練及び啓発，専門的知識又は技能を有する職員の配置，必要な施設の整備等必要 な施策を講ずるものとする。
（国民の理解の増進）
第20条 国及び地方公共団体は，教育活動，広報活動等を通じて，犯罪被害者等が置かれている状況，犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要 な施策を講ずるものとする。
（調査研究の推進等）
第21条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことが できるようにするため，心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集，整理及び活用，犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずる ものとする。
（民間の団体に対する援助）
第22条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等 の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ，その活動の促進を図るため，財政上及 び税制上の措置，情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。
（意見の反映及び透明性の確保）
第23条 国及び地方公共団体は，犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため，犯罪被害者等の意見を施策に反映し，当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備 する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等施策推進会議
（設置及び所掌事務）
第24条 内閣府に，特別の機関として，犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。 2 会議は，次に掲げる事務をつかさどる。
（1）犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
（2）前号に掲げるもののほか，犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとと もに，犯罪被害者等のための施策の実施を推進し，並びにその実施の状況を検証し，評価し，及び監視し，並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。 （組織）
第 25 条 会議は，会長及び委員 10 人以内をもって組織する。 （会長）
第26条 会長は，内閣総理大臣をもって充てる。
2 会長は，会務を総理する。
3 会長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 （委員）
第27条 委員は，次に掲げる者をもって充てる。
（1）国家公安委員会委員長
（2）国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから，内閣総理大臣が指定する者
（3）犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから，内閣総理大臣が任命する者 2 前項第3号の委員は，非常勤とする。
（委員の任期）
第28条 前条第1項第3号の委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第3号の委員は，再任されることができる。 （資料提出の要求等）
第29条 会議は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長に対し，資料の提出，意見の開陳，説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は，その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは，前項に規定する者以外 の者に対しても，必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第30条 この章に定めるもののほか，会議の組織及び運営に関し必要な事項は，政令で定める。附 則 抄 （施行期日）
第1条 この法律は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。
（平成17年政令第67号で平成17年4月1日から施行） （以下略）
＜資料8＞
令和 3 年度犯罪被害者等支援に関する県民意識アンケート調査結果について

- 調査期間
- 調査対象
- 調査方法
- 調査目的 犯罪被害者等に関する県民の認識を把握するもの
- 回答者数 1，023名
＜調査結果のポイント＞
－犯罪被害に関する制度•用語について，「二次的被害」は約47\％，「福岡県犯罪被害者等支援条例」は約 $36 \%$ ，「犯罪被害者等基本法」は約 $19 \%$ ，「犯罪被害給付制度」は約 $21 \%$ の人が知っていると回答。
条例や法テラスを除き，制度•用語についての認知度が前回調査（平成30年度実施）よりも低下。
－犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っている人は $46 \%$ 。このう ち，「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」は35\％，「性暴力被害者支援センタ一・ふくおか」は約 $44 \%$ の人が知っていると回答し，相談窓口の認知度は前回調査よりも上昇。
－犯罪被害に遭った場合の相談機関として，性犯罪以外の場合は，回答者の約 $77 \%$ が警察へ相談すると回答しているのに対し，性犯罪の場合は，約46\％にとどまっ ている。また，どこにも相談しないとの回答も約 $4 \%$ あり。
－犯罪被害者等が必要とする支援について，被害を受けた直後は，「警察等による日常生活における安全確保」が必要であるとの回答が最も多くなっているが，被害を受 けて半年程度経過した後は，「専門家によるカウンセリング等の精神的ケア」 が必要 であるとの回答が最も多くなっている。また，被害後半年後については「損害賠償請求支援等の損害回復への援助」の回答が精神的ケアに次いで多くなっている。
－犯罪被害者等が被害から立ち直る（回復する）に当たって，重要と考えることは，「家族•親族，友人等の身近な人からの支援」と回答した人が最も多く，次いで，「医師やカウンセラー等専門家や専門機関からの支援」と回答した人が多かった。


## 1 基礎事項

回答者 1，023名
$\left(\begin{array}{rll}\text { 内訳：犯罪被害経験なし（以下「県民一般」という。）} & 875 \text { 人 } \\ \text { 犯罪被害経験あり（以下「犯罪被害者等」という。）} & 148 \text { 人 }\end{array}\right)$




## 2 調査事項

（1）犯罪被害者等の置かれている状況に対する理解度
あなたは，犯罪被害者等は被害に遭って以降，どのような状況に置かれていたと思 いますか。又は，あなたは被害に遭って以降，どのような状況に置かれていましたか （回答は3つまで）。
県民一般では，「地域で無責任な噂を立てられたり，好奇な目で見られた」（約 $48 \%$ ，前回調査約 $46 \%$ ），「報道機関により過剰な取材を受けた」（約 $32 \%$ ，前回調査約 $35 \%$ ），「精神的なダメージにより長期に通院した」（約 $29 \%$ ，前回調査約 $24 \%$ ），「インターネットを通じて誹謗中傷された」（約 $23 \%$ ，前回調査 $25 \%$ ）と回答した人 が多かった。
犯罪被害者等は，「家庭内での不和が起こった」（約19\％，前回調査約18\％），「精神的なダメージにより長期に通院した」（約 $15 \%$ ，前回調査約 $15 \%$ ），「望むように捜査•裁判等の情報が入らなかった」（約 $15 \%$ ，前回調査 $15 \%$ ）と回答した人が多かっ た。「身近な人から心ない言葉をかけられた」は約 $11 \%$（前回調査約 $18 \%$ ）。

前回調査から県民一般では「精神的なダメージにより長期に通院した」の項目の割合 が上がり，犯罪被害者等では「身近な人から心無い言葉をかけられた」の項目の割合が下がっている。

（2）犯罪被害者等に関連した用語の認知度
犯罪被害者等に関連した以下の用語について知っているものを全てあげてくださ い。

犯罪被害に関する用語について，「二次的被害」は約47\％が知っていると回答（前回調査約 $50 \%$ ）。「福岡県犯罪被害者等支援条例」は約 $36 \%$（前回調査約 $16 \%$ ），「犯罪被害者等基本法」は約 $19 \%$（前回調査約 $21 \%$ ），「犯罪被害給付制度」は約 $16 \%$ （前回調査約 $23 \%$ ）の人が知っていると回答。
なお，「福岡県における性暴力を根絶し，性被害から県民等を守るための条例」の認知度は，全体で約37\％（県民一般（約38\％），犯罪被害者等（約30\％）であった（新規追加事項）。


【用語の説明】
○福岡県における性暴力を根絶し，性被害から県民等を守るための条例
性暴力の根絶と被害者の支援に関する基本理念や基本方針，基本的な施策等を定めることに より，県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的として平成31年3月に制定された条例
○ 犯罪被害者等基本法
犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって，犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として平成16年12月に制定された法律
○ 犯罪被害者給付制度
故意の犯罪によって死亡した犯罪被害者の遺族や，重い障害や傷害を負った犯罪被害者に対 し国が給付金を支給する制度
○損害賠償命令制度
損害賠償請求に関し，一定の事件の被害者等による申し立てに基づき，裁判所が刑事手続の成果を利用し審理を行うことにより，被害者等の立証の負担を軽減する制度
○ 民事法律扶助制度
日本司法支援センター（法テラス）による，収入の少ない方のための無料法律相談や裁判費用の立替制度

○ 被害者連絡制度
犯罪被害者やその家族又は遺族の希望により，被害者連絡員に指定された警察官等が，捜査状況，被疑者逮捕の旨，被疑者の氏名，送致先の検察庁名などを，捜査に支障のない範囲で知 らせる警察の制度
○ 被害者参加制度
一定の事件の犯罪被害者及びその家族又は遺族が刑事裁判に参加することができる制度
○ 被害者等通知制度
事件の処分結果や，刑事裁判を行う裁判所名，刑事裁判が行われる日，裁判の結果などに関 する情報を犯罪被害者やその家族又は遺族等に通知する検察庁の制度
○ 二次的被害
捜査や裁判の過程における精神的•時間的負担や，周囲の人々の無責任なうわさ話，マスコ ミの取材•報道による精神的被害など，被害後に生じる様々な問題

## （3）－1 犯罪被害者等を対象とした相談窓口の認知度

犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを知っていますか。
犯罪被害者等を対象とした相談窓口があることを「知っている」と回答した人は，県民一般が約47\％，犯罪被害者等が約43\％と同程度で，それぞれ認知度は半数以下で あった。（前回調査では，県民一般が約 $39 \%$ ，犯罪被害者等が約 $41 \%$ でそれぞれ微増 している。）


## （3）－ 2 犯罪被害者等を対象とした相談窓口の認知度

## （前問で「（1）知っている」と回答した人のみ）犯罪被害者等を対象とした相談窓口の うち，知っている窓口を全てあげてください。

犯罪被害者等を対象とした相談窓口のうち，知つている窓口については，「警察署の相談窓口」の認知度が一番高く（県民一般約 $75 \%$ ，犯罪被害者等約 $60 \%$ ）（前回調査は それぞれ約 $77 \%$ ，約 $75 \%$ ），そのほか，「法テラスの相談窓口」（県民一般約 $51 \%$ ，犯罪被害者等約47\％）（前回調査はそれぞれ約49\％，約45\％）の認知度が高かった。 なお，「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を知っている人は，県民一般が約 $36 \%$ （前回調査約 $28 \%$ ），犯罪被害者等が約 $27 \%$（前回調査 $22 \%$ ），「性暴力被害者支援 センター・ふくおか」を知っている人は，県民一般が約 $44 \%$（前回調査約 $31 \%$ ），犯罪被害者等が約 $47 \%$（前回調査約 $29 \%$ ）と，いずれも半数を超えていないが，前回調査よりも認知度は上がっている。

（4）性犯罪被害にあった場合の相談先
「性犯罪」にあった場合，最初にどこへ相談しますか。
性犯罪被害の場合，最初に「警察」に相談すると回答した人は，県民一般が約49\％ （前回調査約42\％），犯罪被害者等が約 $36 \%$（前回調査約 $38 \%$ ），「病院」に相談す ると回答した人は，県民一般が約 $8 \%$（前回調査 $9 \%$ ），犯罪被害者等が約 $17 \%$（前回調査約17\％）となっている。

「家族」に相談すると回答した人は，県民一般が約 $20 \%$（前回調査約 $22 \%$ ），犯罪被害者等が約17\％（前回調査約19\％）であった。

また，「どこにも相談しない」（県民一般 3 \％，犯罪被害者等 6 \％）との回答もあった （前回調査はそれぞれ約4 \％，約7 \％）。
なお，「犯罪被害の相談機関（性暴力被害者支援センター・ふくおかなど）」に相談す ると回答した人は，県民一般が $10 \%$（前回調査約 $10 \%$ ），犯罪被害者等が約 $6 \%$（前回調査 $5 \%$ ）と低く変更がなかった。

（5）性犯罪被害以外の犯罪等被害にあった場合の相談先
「性犯罪以外の犯罪等の被害」にあった場合，最初にどこへ相談しますか。
性犯罪被害以外の犯罪等被害にあった場合に最初に「警察」に相談すると回答した人 は，県民一般が約 $79 \%$（前回調査 $72 \%$ ），犯罪被害者等が約 $70 \%$（前回調査約 $66 \%$ ） と，全体の約 $77 \%$（前回調査約 $70 \%$ ）が警察に相談すると回答している。 また，「家族」や「知人•友人」に相談すると回答した人は，県民一般が約 $15 \%$（前回調査約 $15 \%$ ），犯罪被害者等が約 $20 \%$（前回調査約 $20 \%$ ）であった。

なお，「犯罪被害の相談機関（福岡犯罪被害者総合サポートセンターなど）」に相談す ると回答した人は，県民一般が約 $2 \%$（前回調査約 $3 \%$ ），犯罪被害者等が約 $2 \%$（前回調査約 $1 \%$ ）と低かった。

（6）犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援
犯罪被害者等が被害から立ち直る（回復する）にあたって，あなたは何が最も重要で あると考えますか。

犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援として，「家族•親族，友人等 の身近な人からの支援」と回答した人は，県民一般が約 $45 \%$（前回調査約 $45 \%$ ），犯罪被害者等が約 $43 \%$（前回調査約 4 5 \％）と最も多く，次いで，「医師やカウンセラー等専門家や専門機関からの支援」と回答した人は，県民一般が約 $27 \%$（前回調査約 $25 \%$ ），犯罪被害者等が約 $20 \%$（前回調査約 $19 \%$ ）となっている。

（7）犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援（犯罪等被害直後）
「被害を受けた直後」の犯罪被害者等の回復に対しては，どのような支援が必要だと思いますか。

被害を受けた直後の回復に必要な支援として，「警察等による日常生活における安全確保」と回答した人は，県民一般が約 $73 \%$（前回調査約 $78 \%$ ），犯罪被害者等が約 $79 \%$ （前回調査約 $79 \%$ ）と最も多く，次いで，「専門家によるカウンセリング等の精神的ケ ア」と回答した人は，県民一般が約 $61 \%$（前回調査約59\％），犯罪被害者等が約 $49 \%$ （前回調査約 $52 \%$ ），「弁護士等による法律相談」と回答した人は，県民一般が約 $33 \%$ （前回調査約 $32 \%$ ），犯罪被害者等が約 $32 \%$（前回調査約 $27 \%$ ）となっている。

（8）犯罪被害者等が被害から立ち直るために最も重要な支援（犯罪等被害半年経過後）

「被害を受けて半年程経過した後」の犯罪被害者等の回復に対しては，どのような支援が必要だと思いますか。

被害を受けて半年程経過した後の回復に必要な支援として，「専門家によるカウンセリ ング等の精神的ケア」と回答した人は，県民一般が約6 $2 \%$（前回調査約67\％），犯罪被害者等が約 $57 \%$（前回調査約 $59 \%$ ）と最も多く，そのほか，「損害賠償請求支援等 の損害回復への支援」と回答した人は，県民一般が約47\％，犯罪被害者等が約41\％ （新規追加項目），「弁護士等による法律相談」と回答した人は，県民一般が $29 \%$（前回調査約 $30 \%$ ），犯罪被害者等が約 $36 \%$（前回調査約 $28 \%$ ），「警察等による日常生活における安全確保」と回答した人は，県民一般が約 $22 \%$（前回調査約 $33 \%$ ），犯罪被害者等が約 $32 \%$（前回調査約 $38 \%$ ），「被害者支援の専門窓口における相談，情報提供」と回答した人は，県民一般が約31\％（前回調査約42\％），犯罪被害者等が約 $21 \%$（前回調査約33\％）となっている。



